



2023年9月29日

各 位

会社名 株式会社 ユークス
(コード番号：4334 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 谷口 行規
問合せ先 取締役管理本部長 橋木 孝志
電話番号 072(224)5155 (代表)

第三者割当による株式会社ユークス 2023年第2回及び
第3回新株予約権（行使価額修正型新株予約権への転換権付）の発行に係る
払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年9月13日付の取締役会において決議した、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による株式会社ユークス 2023年第2回及び第3回新株予約権（以下個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日、本新株予約権の発行価額の総額（3,526,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2023年9月13日公表の「第三者割当による株式会社ユークス 2023年第2回及び第3回新株予約権（行使価額修正型新株予約権への転換権付）の発行並びに新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

本新株予約権の概要

(1) 割当日	2023年9月29日
(2) 発行新株予約権数	7,000個 第2回新株予約権 3,000個 第3回新株予約権 4,000個
(3) 発行価額	総額 3,526,000円（第2回新株予約権1個当たり566円、第3回新株予約権1個当たり457円）
(4) 当該発行による潜在株式数	700,000株（新株予約権1個につき100株） 第2回新株予約権 300,000株 第3回新株予約権 400,000株
(5) 調達資金の額	2,747,936,000円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、第2回新株予約権が3,300円、第3回新株予約権が4,400円です。 本新株予約権の行使価額は当初固定ですが、当社は、いずれの回号の本新株予約権についても、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正条項の適用を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を当該回号の本新株予約権の新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含みます。）から起算して10取引日目（以下に定義します。）の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、本新株予約権の各発行要項第12項に定める期間の満了日まで、本新株予約権の各発行要項第10項第(2)号を条件に、

	<p>行使価額は、各修正日（以下に定義します。）の前取引日（但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第 144 条に定義する株主確定日をいいます。）又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の 4 取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とします。）の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数点以下第 3 位まで算出し、小数点以下第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正されます。</p> <p>本新株予約権の行使価額は、1,320 円（但し、本新株予約権の各発行要項第 11 項の規定に準じて調整を受ける。）（以下「下限行使価額」といいます。）を下回らないこととします。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含みます。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、本新株予約権の発行要項第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法によってマッコーリー・バンク・リミテッドに対して割り当てます。
(8) 新株予約権の行使期間	2023 年 10 月 2 日から 2026 年 10 月 1 日までとします。
(9) その他	<ol style="list-style-type: none"> 1) 当社は、割当先との間で、本新株予約権に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。 2) 本買取契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されております。

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初の行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（5,590,000 円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

以 上